官民連携事業の推進のための地方ブロックプラットフォーム 「サウンディング」

案件登録様式

■ 記入票

| 項目 | 記入欄 |
|---|---|
| 1. サウンディング情報 | |
| ①団体名 | 福岡県北九州市都市戦略局都市再生推進部緑政課 |
| ②事業名 | 東田大通り公園北側エントランス整備事業 |
| ③本事業の現在の検討の 状況 ※該当する番号に〇(いずれか 一つ) | 1.事業発案の検討 2.事業化の検討 3.事業者選定の検討 事業者選定時において、民間事業者から提案を受けるにあたり、公募設置等指針(案)を提示し、民間事業者への事業の理解を深 |
| | めるとともに、提案の精度向上を図るもの。 |
| ④サウンディングの目的 | ○本事業対象地は公共交通機関の拠点から博物館、大型商業施設を有する東田地区において歩行者ネットワークの拠点となる場所である。 ○この場所に地区のランドマークとなるような施設を整備するとともに飲食物販サービスを提供する施設を整備することで各施設の利用者を公園空間に引き込むとともに地区全体としてウォーカブル空間の構築を目指すものである。 ○公募対象施設の客層は、隣接する博物館、大型商業施設の利用者であり、ファミリー層を想定している。 ○上記の観点から、公募設置等指針(案)を作成し、サウンディングを踏まえ決定する予定である。 |
| ⑤民間事業者に対する質 問事項 | ○設定された下記の公募条件に対する意見をいただきたい。・事業スケジュール・事業期間・公募対象公園施設の条件・特定公園施設の条件 |
| ⑥対話を希望する業種 | 1.設計 2.建設 3.不動産 |
| ※該当する番号に〇(複数可) 注)希望する業種の事業者の参加を確約するものではありません | 4.金融機関 5.維持管理 6.コンサルタント 7.運営() 8.その他() |
| ⑦対話を希望する事業者 の事業展開エリア | 1.全国展開している事業者2.当該エリア外の事業者3.地元事業者4.その他() |
| ※該当する番号に〇(複数可) 注)希望する規模の事業者を確 約するものではありません 2. 事業概要 | |

| (1)基本情報 | |
|-------------------|--------------------------------|
| ①事業の分野 | 1.公有財産利活用 2.都市公園 3.観光施設 |
| ※該当する番号に〇(複数可) | |
| | 6.廃棄物処理施設・斎場 |
| | フ.インフラ施設() |
| | 8.スモールコンセッション |
| | 9.その他(|
| ②事業の種類 | 1.新設 2.建替え 3.改修 4.維持管理・運営 |
| ※該当する番号に〇(複数可) | |
| ③想定する事業類型 | 1.サービス購入型 2.収益型 3.混合型 |
| ※該当する番号に〇(複数可) | 4.その他(|
| ④想定する事業の手法 | 1.PFI 事業 () 方式 2.DBO 方式 |
| ※該当する番号に〇(複数可) | 3.包括的民間委託 4.指定管理者制度 |
| ※PFI事業方式(BTO、RO等) | 5.コンセッション 6.Park-PFI |
| が具体に決まっている場合、 | 7.土地の賃貸借 、8.建物の賃貸借 |
| 「1.PFI 事業」の()内に記載 | 9.その他(|
| ください。 | |
| ⑤事業内容 | ・公募対象公園施設として飲食物販施設 |
| ※事業の内容を簡潔にご記入 | ・特定公園施設として地域のランドマークを有するエントランス |
| 下さい | 広場の整備 |
| ⑥現状及び課題 | ・東田地区はウォーカブル空間の構築を目指し、公園再整備等を |
| | 進めている。 |
| | ・事業対象箇所は博物館、大型商業施設に隣接し、歩行者ネット |
| | ワークの重要拠点となっているが、各施設利用者を公園内に引き |
| | 込む魅力が欠けている。 |
| ⑦前提条件 | ・東田地区を印象づけることができるエントランス空間をハード |
| ※事業化にあたって事業者に | ソフトともに公募対象施設、特定公園施設を一体的に運営整備す |
| 考慮してほしい事項等を簡 | ることを考慮していただきたい。 |
| 潔にご記入ください | |
| ⑧事業スケジュール(予 | 令和7~8年度 公募、令和8年度 工事、 |
| 定) | 令和8年度末 供用開始 |
| (2)対象地 | |
| ①所在地(交通情報含む) | 福岡県北九州市八幡東区東田二丁目1番ほか |
| | (JR スペースワールド駅から徒歩4分) |
| ②敷地面積 | 約400㎡ |
| ③土地利用上の制約 | 商業地域(建蔽率80%・容積率400%)、防火地区、 |
| | 地区計画(東田中央地区)、都市機能誘導区域、屋外広告物禁止地 |
| | 域(都市公園内) |
| ④所有者 | 北九州市 |
| ⑤周辺施設等 | 500m 圏内に博物館、大型商業施設(イオンモール)が立地 |
| ⑥対象地周辺の環境 | 博物館を中心とする観光文化エリアと商業施設エリアをつなぐ東 |

| | 田地区のシンボリックな空間となる公園 |
|----------------|--------------------|
| ⑦その他 | |
| (上記項目以外の情報、特徴、 | |
| 留意すべきこと等) | |

■ 添付資料

①:公園全体平面図・対象区域の平面図及び断面図

②: 既設埋設管位置図【上下水、雨水排水、電気】

③:東田大通り公園北側エントランス広場整備事業_公募設置等指針(案)

• 東田大通り公園北側エントランス広場整備事業公募設置等指針(案)に対する質問、意見の聴収について

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/05900166_00003.html